

国立市環境基本計画進捗状況報告書 平成25～29年度版（5年分）  
正誤表

正	誤
<p>(1ページ)</p> <p><b>国立市環境基本計画進捗状況報告について</b></p> <p>環境基本計画の第5章「計画の推進戦略」における2「推進体制・進行管理」に基づき、進捗状況を報告します。</p> <p>報告内容としては、環境基本計画の第4章「実行に向けた取組」及び第5章「計画の推進戦略」の「具体的な施策」についての進捗状況を、各施策実施部署の評価も踏まえて、列記いたします。</p> <p><b>【進捗状況評価について】</b></p> <p>「具体的な施策」をページごとにまとめています。施策を所管する部署が複数にわたる場合は、それぞれ所管課ごとにページを分けています。</p> <p>平成25年度と26年度はまとめて評価を行いましたが、評価の基準が曖昧であるとの意見により、27年度から評価基準を設けました。基準は出来る限り定量的かつ複数設定するように努めました。</p> <p>基準が複数ある項目についてはそれぞれを5段階評価し、その平均を施策の評価点としています。また、基準がひとつの項目については、その基準を5段階評価した点数をそのままその施策の評価点としています。</p> <p>なお、評価の分量が多く、1ページに収まらない場合は2ページに渡ったり、欄外の説明を省略して1枚に収めています。</p> <p>(6ページ)</p> <p>第4章 実行に向けた取組 分野 自然環境と歴史 施策の方向 ①河川・湧水・用水 水環境を守る 具体的な施策 ●<u>市民参加による河川・水路(水路)の維持管理活動などの環境・仕組みづくり</u></p>	<p>(1ページ)</p> <p><b>国立市環境基本計画進捗状況報告について</b></p> <p>環境基本計画の第5章「計画の推進戦略」における2「推進体制・進行管理」に基づき、進捗状況を報告します。</p> <p>報告内容としては、環境基本計画の第4章「実行に向けた取組」及び第5章「計画の推進戦略」の「具体的な施策」についての進捗状況を、各施策実施部署の評価も踏まえて、列記いたします。</p> <p><b>【進捗状況評価について】</b></p> <p>「具体的な施策」をページごとにまとめています。施策を所管する部署が複数にわたる場合は、それぞれ所管課ごとにページを分けています。</p> <p>平成25年度と26年度はまとめて評価を行いましたが、評価の基準が曖昧であるとの意見により、27年度から評価基準を設けました。基準は出来る限り定量的かつ複数設定するように努めました。</p> <p>基準が複数ある項目についてはそれぞれを5段階評価し、その平均を施策の評価点としています。また、基準がひとつの項目については、その基準を5段階評価した点数をそのままその施策の評価点としています。</p> <p>なお、評価の分量が多く、1ページに収まらない場合は2ページ</p> <p>(6ページ)</p> <p>第4章 実行に向けた取組 分野 自然環境と歴史 施策の方向 ①河川・湧水・用水 水環境を守る 具体的な施策 教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。</p>

(26ページ)

第4章 実行に向けた取組

分野 都市環境

施策の方向 ④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策 ●景観法に基づく景観計画・景観条例の策定

担当課 都市計画課

評価基準 ①景観行政団体への移行の取り組み  
②東京都と協議を行い、同意を得る。

28年度 評価の理由 ①②構想段階における届出の取り入れ、景観審議会とまちづくり審議会の統合について、都市景観形成条例を改正したことにより、まちづくり条例との連携が図られ、より一層の効果が期待される。

29年度 評価の理由 ①②H28年10月よりまちづくり条例が施行され、審議会が統合されたことにより、現段階では景観行政団体に移行しなくとも、良好なまちなみを保っている。2つの条例が連携された事により、今現在は景観行政団体への移行を検討していない。

総合5年間 評価の理由 国立市独自の2つの条例が連携され、良好なまちなみを保っているため、今現在は景観行政団体への移行を検討していない。

(46ページ)

第4章 実行に向けた取組

分野 都市環境

施策の方向 ⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策 ●既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充

担当課 道路交通課

評価基準 ①国立駅南第1自転車駐車場を整備する。

(26ページ)

第4章 実行に向けた取組

分野 都市環境

施策の方向 ④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策 ●景観法に基づく景観計画・景観条例の策定

担当課 都市計画課

評価基準 景観形成基本計画及び都市景観形成条例について、景観法をはじめ関係法令等との整合性を図る。

28年度 評価の理由 構想段階における届出の取り入れ、景観審議会とまちづくり審議会の統合について、都市景観形成条例を改正したことにより、まちづくり条例との連携が図られ、より一層の効果が期待される。

29年度 評価の理由 H30から景観基本計画の改訂を進めるため、改訂作業に向けて資料準備などを進めた。まちづくり条例との連携が図られ、より一層の効果が期待される。

総合5年間 評価の理由 平成30年度より国立市景観形成基本計画の2ヶ年で改訂作業を行うため、今後はさらに他の条例と連携が図れるよう策定していく。

(46ページ)

第4章 実行に向けた取組

分野 都市環境

施策の方向 ⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策 ●既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充

担当課 道路交通課

評価基準 ①国立駅南第1自転車駐車場を整備する。

②中央線高架下自転車駐車場の一時利用を行う。

↑H27に実施済のためH28からは削除

25&26年度 評価の理由 ①平成26年4月から中央線高架下自転車駐車場を開設した。

②平成27年3月に自転車整備計画を策定し、平成26年度に国立駅南第1自転車駐車場基本設計及び都市計画変更を行った。(平成29年度整備を完了予定)

25&26年度 評価の理由 ①平成26年4月から中央線高架下自転車駐車場を開設した。

②平成27年3月に自転車整備計画を策定した。

③平成26年度に国立駅南第1自転車駐車場基本設計及び都市計画変更を行った。(平成29年度整備を完了予定)